

岩手県告示第 767 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 7 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 田野畑岩泉線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 下閉伊郡田野畑村一ノ渡 113 番 2 地先から奥地向 57 番 1 地先まで
 - イ 下閉伊郡田野畑村奥地向 56 番 1 地先内
 - ウ 下閉伊郡田野畑村奥地向 56 番 1 地先から子木屋敷 85 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 7 月 7 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - イ 期間 平成 18 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで
- 2(1) 路線名 盛岡滝沢線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 盛岡市前九年三丁目 227 番 14 地先から青山二丁目 6 番地先まで
 - イ 盛岡市青山二丁目 4 番 1 地先から 7 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 7 月 7 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 18 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで